



佐賀県公報

平成20年
3月31日
(月曜日)
号外第14号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

◎県民生活等の混乱を回避するための佐賀県税条例の一部を改正する条例

(三二・税務課)

公布された条例のあらまし

○県民生活等の混乱を回避するための佐賀県税条例の一部を改正する条例(条例第三一号)

- 1 平成二〇年三月三十一日に期限が到来する自動車取得税に係る税率等の特例措置の一部の期限を同年五月三十一日まで延長することとした。(附則第二一条関係)
- 2 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
- 3 佐賀県税条例の一部を改正する条例(平成二〇年佐賀県条例第三〇号)について、所要の改正を行うこととした。

○ 条 例

県民生活等の混乱を回避するための佐賀県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第三一號

県民生活等の混乱を回避するための佐賀県税条例の一部を改正する条例

佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一条第五項、第六項、第八項及び第九項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年五月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(佐賀県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 佐賀県税条例の一部を改正する条例(平成二十年佐賀県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一条第五項及び第六項の改正規定中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年五月三十一日」に、「平成二十年四月一日」を「佐賀県税条例の一部を改正する条例(平成二十年佐賀県条例第三十号)の施行の日の翌日」に改め、同条第八項の改正規定中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年五月三十一日」に改め、同条第九項の改正規定中「平成二十年四月一日」を「佐賀県税条例の一部を改正する条例(平成二十年佐賀県条例第三十号)の施行の日の翌日」に改める。

附則第八条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第八条の二 この条例による改正後の佐賀県税条例の規定の適用に関し必要な事項(この附則の読替えを含む。)その他この条例の円滑な施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

参考資料

県民生活等の混乱を回避するための佐賀県税条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

改正前

附則

附則

(自動車取得税の税率等の特例)

(自動車取得税の税率等の特例)

第二十一条 略

第二十一条 略

2～4 略

2～4 略

5 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が附則第十九条第四項に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度(次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものの取得(前三項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第四百二十二条の三第一項の規定の適用については、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

5 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が附則第十九条第四項に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度(次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものの取得(前三項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第四百二十二条の三第一項の規定の適用については、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

6 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものの取得(第二項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第四百二十二条の三第一項の規定の適用については、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

6 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものの取得(第二項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第四百二十二条の三第一項の規定の適用については、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

7 略

7 略

8 平成二十年四月一日から平成二十年五月三十一日までの間に行われた自動車の取得に係る第四百二十二条の五の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

8 平成二十年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われた自動車の取得に係る第四百二十二条の五の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

9 車両総重量が三・五トンを超える自動車(軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。)のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この項において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの(以下この項において「重量車基準適合車」という。)の取得(第二項から第六項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百二十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一(窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車で施行規則で定めるものにあつては、百分の二)を控除した率とする。

9 車両総重量が三・五トンを超える自動車(軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。)のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この項において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの(以下この項において「重量車基準適合車」という。)の取得(第二項から第六項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百二十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一(窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車で施行規則で定めるものにあつては、百分の二)を控除した率とする。

附則第二条(佐賀県税条例の一部を改正する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

改正前

附則第二十一条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第五項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日まで」を「佐賀県税条例の一部を改正する条例(平成二十年佐賀県条例第三十号)の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第六項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第八項中「平成二十年五月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第九項を次のように改める。

附則第二十一条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第五項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第六項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第八項中「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。)の取得(第二項から第六項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が佐賀県税条例の一部を改正する条例(平成二十年佐賀県条例第三十号)の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百四十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の二を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車

9 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。)の取得(第二項から第六項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百四十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の二を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二

にあつては百分の一(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の〇・五)をそれぞれ控除した率とする。

十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の〇・五)をそれぞれ控除した率とする。

第八条例 附則

第八条例 附則

(経過措置)

第八条例の二 この条例による改正後の佐賀県税条例の規定の適用に関し必要な事項(この附則の読替えを含む)その他この条例の円滑な施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷